

社会改良期における育児論の展開

——『女学雑誌』を中心として——

山 口 寛 子

1. はじめに

柳田泉は、日本の男女同権論の第一期を明六社同人が活躍した明治6、7年とし、第二期を男女同権がもたらした婦人参政権問題を中心に論議された明治11年以降とし、第三期を自由民権運動の衰退後の社会改良の時期、すなわち、明治18年以降という時代区分を行っている。^(注1)そして、第三期以降、婦人問題の中心が女権から「女学」に移り、その代表的言論機関が「女学雑誌」であると述べている。

維新以後の育児論の展開は、男女同権論のそれと密接に関係し、第一期の男女同権論の中で最初の問題提起がなされたと考えられる。^(注2)しかし、育児やしつけの実際（内容および方法）に及んだ育児論の展開は、第三期の社会改良期を待たねばならない。この社会改良期には、自由民権運動の崩壊後、政治の次元を離れた社会改良が中心課題となり、近代化が最も進みにくい家族制度の改革、封建的生活慣行の打破などの論議が盛んになった。

この時代、福沢諭吉は、家族制度や女訓書における儒教主義的、封建的イデオロギーを批判し、^(注3)植木枝盛は土佐に帰り、「土陽新聞」に「家庭改革・婦人解放」に関する一連の論文を発表し、その一環として親子関係や育児についても論じている。^(注5)この時期は、このように、婦人の啓蒙運動が盛んであったが、なかでも、明治18年に刊行され、「国民の友」とともにキリスト教主義の代表的二大雑誌となった「女学雑誌」が果たした役割は大きい。^(注6)

同誌の内容は、家族、家庭論、婦人の地位、権利、職業や教育について、衣服、礼式の改良、演劇改良、外国の婦人の生活、教育や社会活動に関する情報など広範にわたっており、その中に母性や児童、育児やしつけに関する啓蒙的論説も数多く見受けられる。読者層は中産階級以上であり、成年女子婦人、老年婦人のみならず、青年男子にもひろがり、高度の総合雑誌として自他ともに許しており、婦人界を啓蒙した功績は高く評価されている。^(注7)

以上の点から考慮しても、当時、「女学雑誌」における育児論が果たした啓蒙的役割は少なくないと考えられる。と同時に、同誌はまた、育児に関する専門的研究が未発達な同時代において、専門研究の発展にとっても重要な礎となったと考えられる。本稿では、このような同誌における子育てや児童に関する所論を検討し、その特質と意味について検討してゆきたい。

2. 女学・女子教育と母性

育児様式の変遷をたどり、育児論の検討を行う場合、女性の本質と母性との関係がどのように認識されていたかという点が一つの重要な分析視角となる。

維新後のこれに関する所説は、まず、明六雑誌における「妻妾論」（森有礼・明治7年第8号～明治8年第27号）と中村正直による「善良ナル母ヲ造ル説」（明治8年、第33号）の中に見出すことができる。^(注8)この中で、森は、「女子人ノ妻ト為リ家ヲ治ムルヤ其責既ニ軽カラス、而シテ又ソノ

人ノ母ト為リ子ヲ教ルヤ其任実ニ難且重ト云フヘシ」「子ノ母ニ於ルハ恰モ写真鏡ノ物質ニ応スルカ如シ」と妻、とりわけ母親の育児責任の重さを指摘している。そして、子の母としての資質、条件について述べた後、「女子ノ素ト情ニ富ミ愛淵深キ者」なので、「先ツ學術物理ノ大体ヲ得、基智界ヲ大ニシテ能ク其愛財ノ用法ヲ通知セザル可ラズ」と賢母を育てるための女子教育の必要性について指摘している。また、漢学者にしてクリスチャンであった中村正直は、「善良ナル母ヲ造ル説」においても同様に、維新によって政体が改まった段階で、それまでの古い「人民ノ性質ヲ改造スル」^(注9)ためには、母親による家庭教育が重要であり、そのために女子教育が必要である点を指摘した。福沢も、反封建の立場から社会の擬制的親子関係とともに家庭の専制主義にもとづく伝統的親子道徳に対する批判を行い、「一身独立」の立場から自らの教育論を展開した。これらは、いづれも、維新後の斬新な女子教育論であるが、そこには、近代国民国家を担う市民的個人の形成の立場から、家庭における母親の地位と役割、男女同権、女子教育の問題に及んだものだった。

では、社会改良期の「女学雑誌」においては、これらの点はどうのように認識されていたのだろうか。同誌と深い関係にある明治女学校の先蹤は、森有礼、津田仙、新島襄、中村正直であったとされるが、「女学雑誌」においても、啓蒙期の思想は基本的に継承されていると考えられる。^(注10)と同時に、時代は啓蒙期の一般論から、女性の本質・母性の内実の解明に向っていった。^(注11)

まず、同誌創刊号では、発刊の辞として、「西洋学者の言に、国内婦人の地位いかんをみれば、もってその国の文明の高さをさとるべしといへり、吾国現今の婦人をみて、日本なを、開花せし国にあらず、云はん今これを言いとくべき理なきを憾む」と述べ、そこで、「専ら婦人改良の事に努め、希ふところは、欧米の女権と、吾国従来の女徳を合せて、完全の模範をつくりなさんとす

るにあり」^(注12)と婦人問題に関する見解が述べられている。皮層的な欧化主義に反対し、キリスト教的外来文化の受容とともに、伝統文化の価値あるものを継承することを意図して出発した同誌の立場を知ることができる。^(注13)これは、明治初年のミッション・スクールのあり方に一種の批判をもち、独自の立場を意識して出発した明治女学校の性格と軌を一にするものであった。^(注14)

19年5月以来、同誌の持ち主兼編集者となった巖本善治は、この問題について啓蒙期、自由民権と女権の主張が盛んであった時代を経て、また、^(注15)西欧志向的な女権論、女子教育論が華やかであった欧化主義の渦中であって、女権を肯定しつつ、婦人の地位改善がたやすく、短時日のうちに実現するものではないという次のような時代認識と信念に基づきことにあたっていた。

大凡そ事物の進化は皆順を追ふて成るものなり、日本の女風を改良するに至りて独り一二年中に其全事業を了するの故あらんや、吾人先づ大和男子をして其好尚を一変せしめざる可らず、吾女流社会をして教育に執心せしめざる可らず、女子授産の策講ぜざる可らず、財産を女兒に分与するの制設けざる可らず、結婚の条例定めざるべからず、終に娼妓を全廃して女性の位地を高うし、女の道念を進めて、世の道徳を女流に維持せしむるの地に至らざる可らず、吾党の尽力は数十年内外に渉るべきものにして、敢て一二年に止るものにあらざる也。流行の説或は転ずべし、如斯覚悟は軽々しく転ずべからず、吾人盟って此重任に当るの万一とならんとす、思ふに同好の論者亦敢て此責を軽しと為さざるべし^(注16)

時代のこうした要請を受けて、そして、婦人社会の問題が複雑多岐である点から、巖本はこれを解明するために、「女学」という学問を提唱し、それに次のような彼独自の意味を付与していった。^(注17)

女学は婦女子に関する一科の学問なり、其

心身に就て、其将来に付て、権利地位に付て、及び其現今に必要な雑多の事物に付て凡そ女性に特別関係ある凡有の道理を研究する所の学問なり^(注18)

巖本はまた、宇宙の万象の一として相和せざるはなく、秩序は整ひ大調和を示している。しかるに人間社会、また人間自身の胸中に、悲惨と無惨の不調和になやむことが多い。かかる苦痛を取除く方便は宗教、道徳、美術、哲学であり、僧侶、聖賢、美術家、学者は、大不調和を調和せんと尽力するものである。そして、この調和の実行者は女子であり、慈善、教育、看病、伝道、慰さめ、励ましは女子の旗じるしであると述べ、次のような女性観、女子教育論を述べている。

これらの旗は大調和のジョルサレム城に達するの先導たり、故に尤もよく此の役に応ずるを女性とし、最も正しくこの道を示すを女学と為し、此の道に従って教ゆるを女子教育となし、此道の為に研窮し、弁論し、保護し^(注19) 実行するもの一を女学雑誌と為す

明治6年、文部省学監として来邦したデーヴィド・マレー (David Murray) は、女子の特性を次のようにとらえ、女子師範学校設立の献策を行った。

欧米諸国ニ於テハ、女子ハ常ニ児童ヲ教授スル最良ノ教師ナレバ、希クハ日本ニ於テモ亦、女子ヲ以テ教育進歩ノ媒トナサソコトヲ。夫レ女子ハ児童ヲ遇スルニ其情愛忍耐アルコト男子ニ優レリ。且能ク児童ノ情ヲ酌ミ、及児童ヲ扶育スルニ至テハ、男子ヨリモ能ク之ヲ熟知セリ。^(注20)

これは、女子の適性を「母性」的職業としての児童の教育者、教師の中に認めようとするものであった。

巖本における女性認識は、同様に、その母性的側面を重視し、女性を「調和の実行者」と見なし、この道のために「女学」を学ぶ必要性を説いたものであった。それは、女性の本質を「蓋し懐

胎分娩の一事は其の関係を生理上心理上の雙方に及ぼし、婦女子は永劫之がために力弱く感情濃やかに愛念深く随て美術の志想にも富み精密謹慎の心得にも長ずることと成るべし^(注21)とその母性に求め、家庭外の「母性的」仕事にも女性の役割分担を拡大してゆこうとするものだった。^(注22)

巖本が当初構想した「女学」は、その後、必ずしも順調な発展をみなかった。しかし、その構想は、その後も持続され、明治30年には、長い沈黙を破り「女学研究会の創立を望む^(注23)」という論説を発表し、「女学」の具体的内容について次のような提案を行った。

家政学、曰く児童の研究、曰く女子特別の心理及び特別の生理、曰く女子寄宿舎の取締。凡そ此等の諸問題は、今に方りて特に先ず研究を要するの科目たり、而して、未だ其の研究の公けせられたるを聞かず。^(注24)

「女学雑誌」における育児論は、ある意味で巖本のこのような「女学」構想の枠組みの中で展開されたとも言える。この「女学」構想は、母性を単に家庭育児の担当者としてとらえるのみならず、「調和の実行者」という社会的意味を付与し、女性に社会的活動の場を提供するものであった。これは、社会改良期に「女学」とともに盛んであり、かつ、同時代の女流小説家たちに描かれた「女職」、女性の経済的自立と社会的活動を求める声とも一致するものであった。また、この女性理解は、当時、次第にいきおいを得てきた、^(注25) 「良妻賢母主義」のそれをはるかに越えるものであり、巖本自身も当時盛んであった女子教育論の中で、自らの見解に基づき、女子の高等教育の発展のために尽した。また、「女学雑誌」もこのような幅広い社会的視野から編集されていた。

しかし、この女性観は、あくまでも、家庭と社会における男子の助け手としての女性理解であり、女性は、心の独立、覚悟の独立、活計の独立があつてはじめて男子の助け手となるという論理が構成されていった。そして、「女徳」として、

「犠牲献身」と「独立」の双方が求められるとい
う彼独特の女性論に結実していった。^(注27)

これは、男女の人間の本質の異質論にもとづく
家庭と社会における役割分担論の再構成でもあっ
た。^(注28)これを、育児論の側からみれば、育児(保育)
を女性固有の職務と考え、家庭と社会における育
児担当者を女性のみに限定する役割理解となって
ゆく。^(注29)つまり社会改良期における育児論はそのよ
うな矛盾をはらんで展開されたと考えられる。

3. 母親の育児責任論

日本で最初に母親の育児上、家庭教育上の責任
を説いたのは、明六社同人、森・中村であること
は先に述べた。しかし、長い年月の間に、徐々に
形成され、世代間で継承され、固有の生活構造に
組み込まれている伝統的育児法は、維新という大
変動の後にも急速に変えられることはなかった。

「女学」の雑誌である「女学雑誌」にも、啓蒙
の知識人たちが提唱したこの課題をひきつぎ、母
親の育児上の役割りと責任の問題に関する幾つか
の論説がみられる。

まず、巖本は、同誌第52号(20. 2. 19)の社説
「母親の責任」において、この問題について論じ
ている。つまり、「我日本人民は、終始人真似の
国民」であり、「保守の念に乏しくして急進の弊
に陥りやすく」「一たび動けば亦止まざるの勇氣
甚だ少うして蠅に怒り蚊に慷慨する粗暴軽卒の風
尤も多し」と日本人の特質を批判し、これを改め
るには、「剛毅英邁の新男児を造」ることにある
とし、その方法について次のように述べている。

先ず賢良の母を得て胎内に既に英雄の種を
作り家庭に早く豪傑の雛を養ふの策を為さざ
る可らず……

特に何如程に西洋の文物を輸入したりと雖
も幼年既に旧来の悪癖に染りたる者は其此等
の文物に依て利するの趣恨らくは只だ着焼刃
の歎あるが如し……

故に真正に西洋の文物を我日本人民の体内

に輸入して深く開明の恩澤を布かんと欲する
にも亦先づ賢良の母を得て之をその初に^{はじめ}取得
するの工夫尤も大切なるもの也。

これは、中村正直の「人民ノ性質ヲ改良スル
説」(前掲)と論旨が酷似している点で、興味深
いが、中村が維新直後の国民形成について述べた
のに対して、巖本は、当時の皮層的な欧化主義へ
の批判をこめてこの問題に言及している。ここ
で、「賢良ナル母」という語を用いたのは、巖本
の「女学」と女子教育の理念に基いたものと考え
られる。

そして、第54号では、さらに^(注30)「子供の性質は大
抵その母に似るものなれば……その母たるもの先
づ此様の覚悟を定めて以て大に自ら省みる所なか
るべからず」として育児担当者の資質の問題に及
び、当時、「中以上の家々」では乳母に、「中以下
の社会」では大抵「子守女」に子供を託してい
ることを批判している。

また、同誌の代表的執筆者の一人若松賤子(巖
本夫人)は、^(注31)「子供について」という一文で、
「未来の日本国民を^{したて}薫陶る婦人の役目は実に軽い
ことでは有ません」と婦人の教育上の役割につい
て述べ、当時上流家庭で母親が子供の教育に心を
かけない様子について次のように批判している。

随分^{うあべ}外見のことには世話をやき、気を揉む
母が、却って子供の品性上永遠の結果を遺す
べきことには、一向見むかぬことが有様です。

また下女を教へて追々は任かせて差支の
ない家政の細かいことを自分の手一つに引
うけ、子供は邪魔物の様に下女と遊びに出す
といふ様なこと、これらは実に親子の間の
親睦を破り教育の上に少からぬ害を及ぼす原
因と思ひ升、中以下の人々の家庭は此一事に
は却って上等社会の者より勝って居ることが
^(注32)
有升……

同時代の中上流家庭における母親は、子どもを
乳母など使用人に委ね、育児とは離れた生活をす
るのが一般であり、また、「家」制度のもとで、

「腹は借り物」思想の延長で子の教育、とりわけ男の子の教育は母親の権限外とされていたが、この時代は啓蒙の時代にひきつづき、母親の育児責任の問題がより具体的に論じられたと考えられる。

育児上の役割と責任を負わなければならない母親の資質やその養育態度、心得という点では、43号で「母親は忍耐としっかりした事、優しき事、自らを制する事」と述べまた、77号では、「小児の心を母の心にしようと思わず、母の心を改めて、小児の心とし、教育致すが大事だろうと存じます」と、母親の「慈愛」および子ども尊重の必要性を強調している。また、320号では、「母は生理学、心理学、教育学などを知らざるべからず、之を知らんには、一と通の学問を修めざる可らず。この学問なき女子は、たとひ縫針を好くし料理に精しとも、母たるに適せず」と学問の必要性を説いている。伝統的「慈母」とキリスト教的「愛」と欧米の学問を学んだ「賢母」像の調和という複雑な母親像が提出されたと考えられる。母親の育児上の権限が無く、子どもの養育内容は、教育的に顧みられることなくおざりになっていたこの時代において、育児の責任者という視点からのみであってもその教育と権限の問題が論じられ、実際の影響力をもったことは、この時代の育児論の前進面であろう。しかし、ここにみられる「母親」像は、「子どもの『一身独立』のために親の『一身独立』を犠牲にして疑わなかった啓蒙の思想水準」と連続した面が多く、女性の人間としての権利と母性との関連は、より深く究明されるには、至らなかった。

4. 乳母、子守りの役割と母親の責任について

「女学雑誌」において、母親の育児責任が力説されたことは、とりもなおさず、当時、乳母や子守りの制度が広範に利用されていたことを物語っている。「女学雑誌」の社会改良の立場では、こ

うした制度をどのように評価し、また批判しているであろうか。

まず、乳母制度から述べると、この制度は古くから、公家、上流武士の間で行われてきたが、江戸時代からは、町人層にまで広がり、抱き児、かかえ児が富裕な上層家庭の典型的育児タイプとなり、維新以降も継承されていた。

同誌では、母親による育児を原則としても、「母親の乳なき時、又ありても、遺伝病、伝染病、貧血、萎黄病、癩癩、ヒステリー腺病、結核、梅毒等ありて、乳をのませがたき時」は乳母を雇うのもやむをえないとしている。また55号では、「乳母と称するものは必ずしも乳汁を供するもののみを云ふにあらず、凡そ幼児をその子の如くに取扱ひて、之に自分の乳汁を含ませ、又は牛乳、人工乳等をのませて養育し、すでに乳離れたる後もなお之を守育て、万事を教導する人をあわせて称することなり」とその教育的役割に言及している。

そして、子供は乳母に生みの母以上に慣れ親しみ、「何事にも只だ乳母の為すが儘を見て其心を開発する」のに、雇い入れる場合、必ずしも吟味せず、鬼子母神の如き婦人に任せ不幸を来す基を醸すとその選択上の母親の責任を説いている。

乳母の選択については、かなり多くの記事がある。それだけ、乳母の需要が多かったことを物語っている。そこで提案されている方法は、まず、母親が選択の全責任をもち、その性格、気質などの吟味を行い、専門的には医者^(注45)の診断を受けるという二段がまえである。その選択の基準は要約すると、(一) 体が健康なもの、(二) 年齢は18才から32才の間、(三) 託す子と同時期の子を持つ者、(四) 乳房の良く発達した者、(五) 性質の良い者、(六) 遺伝病、梅毒、肺病のない者、としている。

乳母の教育上の役割については、230号で、「血に次ぎて神聖なる我乳を犠牲にして与へ、万事を知らずして只無我に信じ懐く幼な児の一命を両の

乳房にて支配する時の心地は、抑も如何ん」と授乳に際して、「^{うぼ}保母」と子の間に濃密な情緒的結合が生ずることを指摘している。そして、それを通じて、「感覚鋭き赤子の一身の中にも、莫大の感化を与ふる」として、保母の気質が子に与える影響について次のように述べている。

左れば、心ねぢけたる保母の乳汁は、亦自づから其感化なくんばあらず、腹立ちやすき保母の乳汁は、亦自づから其感化なくんばあらず。惣じて、保母の気質は、乳汁と共に流れて、赤子の全身中に浸潤すべし。

また「保母の気質左程に悪しからざる時も、家内の人の持なし方宜しきを得ざる為め、保母が心に楽しからず感ずること度々あらんときは、其都度、其面白からぬ影響を乳汁と共に最愛の子の一身に吹込まんこと必定なり」として、「^{うぼ}保母を遇する心得」が家族、とりわけ母親の切に注意すべきところであると力説している。その際「保母」を最良の保母とする秘訣は、「自から親心を起さしめ、責任を自身の上に負はしむる」ことであり、具体的には、「子供の取扱ひ風に過ちあるとき、保母を叱らざるをもて第一の心得」としている。そして、^{うぼ}保母に「預り物」という感じを起させないためにも、「赤子を一任し、赤子の泣くときも、わざと自から行かず、成るべく^{うぼ}保母をして之を慰さめさすれば、赤子は保母になつきて寸時も其傍らを離れず、たとひ父母在すとも感なきの^{さま}状なり」とその具体的方法にまで及んでいる。

乳幼児の家庭教育の重要性が育児内容や方法とかかわり認識されてくるとともに、育児担当者としての乳母への役割認識が深まり、その選択や家庭での処遇が問題にされてきた時代といえよう。同論説が、終始、「^{うぼ}保母」という文字を採用している点も、その役割への認識が深まってきた結果と考えられ、専門的保育者に至るまでの過渡的存在の一つとして考えられ興味深い。

次に、「中以下の社会」で採用されていた子守

りについては、75号の「^(注47)子守女の論」と題する社説で、「人に雇はれて子守女となるものは、大抵貧家の娘にして教育の素なきを多くとする」とその有様について次のように述べている。

子を負はされて外に出ずれば勝手気儘に自分の遊びを為して豪も背上の子に頓着せず泣く時はいよいよ^{てあら}手暴に^{うご}揺かし泣いて止まざる時は^{しり}髻の^{つかり}辺に一抓を試み自分の仲間と相会すれば子供を卸して其辺に放却し己等ただ嫁事飯事の遊びに余念なく子供の^{きかつ}饑渴に叫ぶを顧みざる……

そして、元来、「子娘」は人の子を託さるべきではないので、「子守女なるものの世に存せざることを望むものなり」と子守り制度の廃止の方向を結論づけている。

しかし、現実には、子守りは必要な場合があるので、その場合には「温和なる娘を選び及び、母親は暇ある時、此^{こも}子守女を教導することを心がけて以って間接にその子に利益を及ぼすの工夫を為すこと」としている。

しかし、これも窮余の策であり、我子の養育について真剣に考える場合は、以下の方法でその対策を立てる必要があるとしている。

個々の母たるもの、皆な自ら之を教ゆるの覚悟あるをもって第一とし、もし事情これを許さざれば、一村一郷申合の上幼稚園を設け相当の入費金を集めて、良好の保母を一人雇入れ、之に其村郷の幼児を委託するをもって第二とし、此等の策到底行ふを得ざるの後に於いて、まづ乳母を置くことの考えを起し、次に、^{こも}子守女を雇ふの窮策に出づるの順序を為さざるべからず。

ここに、乳母、子守りに代って、今日の保育園的機能を有する幼稚園を設けることが提案されている。また、110号では、「^{もつ}傳は小供の師匠ですから餘程吟味して擇ばなければならぬ然るに何うもよき傳のなきは歎わしき事であります。今の幼稚園は大概学校風の僅かの時間で家に帰ると云ふ様

な都合ですから成るべく幼稚園の外に小供の預り処と云ふ如きものを設けて遊嬉させたならば餘程(注48)によからうと思ひます」という意見も寄せられている。

双方とも、今日の保育園の型態の要求であるが、前者は乳母、子守りの弊害を前提にしているのに対して、後者は良き子守りがいないということから発想されている。母親による育児を第一とし、事情によっては、乳母、子守りも雇うという方法のみならず、その間に、保育の専門家による共同保育的型態を導入しようとする提案である。老人や年長の子ども、あるいは雇女の子守りや乳母に子どもの世話を託していた伝統的育児様式が、育児担当者の役割への認識が深まるとともに、母親による育児、および、幼稚園、保育園における専門家による保育の方向へ変容してゆく、そうした推移の一端を知ることができる。同誌における乳母や子守りの選択や処遇に関する諸説は、そうした過渡期における実情に合った提案であったと考えられる。

5. 伝总的親子関係としつけ批判

この期になると、婦人、家族問題、親子関係に関する論文が矢つぎばやに発表される。まず、明治18年には福沢諭吉の「日本婦人論」が著され、日本婦人の経済的精神的自立と小家族新旧夫婦別居論(注49)などとなえられた。翌19年からは、植木枝盛が高知の自由民権家の機関誌「土陽新聞」に「親子論」(19年9月8日)を皮切りに「兄弟論」「男女及夫婦論」「婚姻論」,(注50)「育幼論」など7ヶ月にわたり、連日のように家族生活の改革に関する論文を掲載している。

とくに「親子論」においては、旧来の親子関係の「コペルニクスの転回」(注51)を提唱し、近代市民的家族道徳の確立の必要性を「徹底を極め」て説いた。(注52)

そして、「家」制度下では、子が親の財産に依頼し、親が子の養育に依頼するという「親子互に

相依頼する」ことにより「独立の志気」を損じ、「智識の進歩、精神の発展」を遮ることが甚しいと人間形成上の問題点を指摘している。また、「育幼論」においても、日本の伝統的育児習俗にみられる子どもを萎縮させる要素を批判して、自主独立の子を育てることを強調している。また、「自己創造の子」という遺稿の断片は、社会専制の風に馴致された家庭教育を批判し、「人の親たる者は其子をして親の子と為しむる勿れ、其の子をして自己創造の子と為らしむべし」(注53)とその養育態度を方向づけている。これは、① 子どもの「家」からの解放、② 大人と異なる独自の存在としての子ども認識、③ 子どもの発達と教育における内発性、自己活動の重視という点で、「児童観における近代の課題」(注54)が揃って提出されたと考えられる。

これと前後して、「女学雑誌」では、96号から102号まで7回にわたり「日本の家族」という巖本の論説が発表された。ここでは、筆者が、六歳にして父母の膝下を離れた経験を回顧し、よき家庭に育つ者はよき資質に恵まれるとして「一家の和楽団欒」の必要性をとき、「日本に幸福なる家族少なし」「和楽なき家族より起る害毒」「之を幸福にする策」と論を展開し、その策は、「家内の個々が其心得方を改むる事」と「多少現今の家族の仕組を改め且つ多少其仕組に付属する従来(注55)の弊習を破る事」の「二様あるべし」としている。そして、前者に関しては、「日本の家族の興味索然たる者は先づ家内に儒教主義より出る懸隔の行はるゝを以て其大根元の一つ」として、「スキートホーム」を実現するには、「家内の交際向に支那流を去って西洋流」に改めることを提案している。具体的には、「家門の道徳に於ては」父なり夫なりが「嚴式の容を主とし」,(注56)「其愛児に対する様体の如きも真に冷淡至極にして」,(注57)「母の溫柔も亦た一方の極度に走り只だ陰に為て子供をカバヒ表に立って夫にあやまり、一家を和らむるの勢力あらざる」ことを指摘し、封建社会が理想と

した敵父慈母像の根本的改革を要求した。「日本これまで従来わるいくせの悪習として愛情に濃かなるを以て何か男らしからぬ事の様に考へ」ることがあるがその点を改めることをその一例として挙げている。また、同誌の 125, 126, 127 号に掲載された内村鑑三の「クリスチャンホーム」では、ホームのホームたるいわれは、第一に其の家の妻君即ち「女王」にあるとし、女王を中心に家内に秩序と清潔があり、教育や躾が行われてゆく理想的姿が描かれている。家族論が、家族道徳や権利問題から、家族関係、親子関係、子どもの「しつけ」の次元まで具体化して論じられており、そこに同誌の特徴(注57)が出ているとも言えよう。

この点、さらに具体的にみると、まず、15号で、母子関係についての記述(注58)がみられる。

つまり、上流家庭では、「母親の子に於ける猶ほ他人の相交るが如し」「子を過する寒冷万事儀礼の中にあらざるはなし」という傾向がみられるのに対して、下流では、「母は子を呼ぶに餓鬼と唱へ畜生、馬鹿野郎はその異名となり」「家内恰かも敵の巢窟の如し」と両者の養育方法の問題点について指摘している。そして、「万事に子供の友となりて心限り之を愛するをもて愛育の趣旨と為す而してかく愛育するの間に於て之を教ゆるの工夫あり」として、母親の心得として、愛育ということが育児の中心になければならない旨を強調している。

また、父子関係では、482号で、中流以上の家庭では、父子関係は主従関係と同様の隔たりがあり、父が子女を膝にすることを恥じる習慣が失われず、「彼父子の間に、愛情の切なるものを発達せしめ置かむとするには、尠からぬ、傷害を来す事なり」として(注59)している。ところが、貧しい家は、「居間を隔つる余裕なく、寝るにも食ふにも一ツ所に集まりて」「献身の愛を、具象的に発表する機会多きものなれば」孝とは知らぬ孝念が次第に養成されるとしている。社会階層による父子関係の相違を前提としつつ中流以上を重点にその改善

を求めたものである。

「小公子」の初訳を「女学雑誌」上に連載し、西欧の清新な子ども像を伝え、女流小説家、およびキリスト教思想による啓蒙思想家として知られる若松賤子(注60)は、同誌家政欄において、「子ども(注61)について」という論稿を四回にわたって掲載し、自らの児童観に基づく育児論を展開している。その中で、若松はまず、中以上の生活をする家にも、子供の部屋というきまった場所が無く、「理屈は言えず、権利を主張することは知らぬ幼き人たちが迷惑することがどふしても多くある様に思われ升」「なる可く子供の権利を保護し、切めては家の中一室丈でも子供等が自由に用を足す便に備へ、年齢相応の研究も出来、楽しみを尽せる様にいたし度と思升」と「成人と子供との間の圧轢」へのリアルな着目から育児の実際の中で「子供の権利」への考察を行っている。

まず、その(一)では衣服について、「世俗しきたりの習慣に迫られてよんどころ掘よんどころなく小供の自由を妨げる様な長い袖を着せ」「自由に遊べば着物を汚す、汚せば叱る」というような無邪気な子供を切苦せつこくに逢わせるようなことはしないで従来衣服を批判して、子どもの発育と運動を考えた男女共に着られる活動的な子供服が必要である旨を具体例を示しながら言及している。

また、その(二)では、子供の躾について、自分の幼い日の体験をもとに、凡そ子供の躾およをするには、同情をもつ、思ひやるといふことが何より大切と思ひ升、三才みつご児なら三才みつご児の身になって見、七ツ子なら七ツ子の心持になって見なければ、到底子供の為になる躾は出来ぬのみか、却って其性質をゆがめてしまい升」と子どもの年齢相応の心理を理解する必要があること、及び多くの家庭で躾と称して誤って「大罪を犯したと同じ様に折檻する」ことが子どもの発達に否定的影響を与えることについて述べている。また、その(三)では、まず、母親が家事を「下女」に任せて、「家庭教育のことにも少し時間と心を用ゐる」ことが大切で

ある点を指摘し、第二に、子供に禁制的言葉が多いが、「子供がたとひ思ふ通りに振舞わぬとて、是非造った模型通り簞込まねば承知せぬといふことは、理性を備えた親たちの為ま敷ことです」として、子供に自由を与えることの重要性について述べている。とりわけ、「子供の遊戯は大抵其発達の場合で成人の日々の事業と異った事はない」として、遊戯のために自由を与える必要性について述べている。

以上、若松は、当時の中上流家庭における伝統的な厳格なしつけが多くの子どもをそこなっている点を指摘し、子どもの権利を保護するためには、大人と異った子ども独自の世界を尊重し、その心理、遊びへの理解が必要であることについて育児の実際に即して述べている。最後に④においては、「曲れもの」を中心に問題のある子についてその原因と教育方法について解説しているが、その心理的分析の的確さが認められる。啓蒙思想家としての若松の児童・教育問題への関心の広がりを見せていて興味深い。若松はまた、厳格な躾への批判と理想のしつけを題材にした小話も発表し、^(注62)子どもの躾問題へ小説家の面から迫ろうとしている。

また、自由民権運動に参加し、植木枝盛の思想の影響を受けた古在紫琴^(注63)(清水豊子)は、自らの思想と育児体験をもとに、母親の立場から児童研究を行い、同誌に発表している。30、32年度には、児童の自我意識や心理面への関心から幾つかの育児論を発表しているが、なかでも「児童の心理研究に就て男女特性発見法」という論稿は、興味深い内容となっている。つまり、ここでは、子どもの誕生と同時に、「男たり女たりてふ特殊の観念を避け、学齢児までは単に人間として育てつつ、子細にその特質傾向」について観察し、女権問題、女子教育問題の科学的解明の資料とすることを提案している。かつての女権思想が、30年代という児童研究の興隆期(次節参照)を迎えて、このようなテーマに結晶していったと考えられ、

女権思想史としても興味深い。

前記論者のうち植木・古在は自由民権の巖本・若松はプロテスタントイズムといういづれも欧米の思想・文化を背景とした児童観であり、育児論であった。しかし、そこで扱われた問題は自らの体験を交えた日本の伝統的家族における育児としつけの実際であり、それだけ独自の視点を内包したものであった。とりわけ、伝統的「しつけ」批判の底に流れる深い児童理解の背景には、「文学界」を生んだ同誌が、日本の近代文学をはぐくんだ実績をもち女流文学者が育ち、北村透谷の時代にさきがけた人間研究が寄せられたことなどを見逃すことができない。「女学雑誌」のこのような文芸誌的要素が、その児童観や児童理解に及ぼした影響は少なくないと考えられる。

6. 育児法の啓蒙と児童研究の萌芽

明治7年、12月16日の読売新聞に「日本で西洋家と唱へる医者の説をきくに、小児を育てるには、母の乳より牛の乳の方が良いという人がありまして」「近来中以上の人には、牛乳で小児を育てる人がおほく見えますが、なるべくは、人の乳で育てたいものであります^(注64)」という記事がみられる。欧米流を何でもハイカラとした文明開化期の特徴がみられる。では、文明開化から欧化主義へ、そしてその反省へという推移をみせたこの時代には、古くから伝わる育児慣習に対して、欧米の育児知識をどのように受容し、発展していったであろうか。具体例から考えてゆきたい。

最初に今日なお育児上の主要な論点となっている母乳とその授乳方法についてみると、まず、6^(注65)号で、「初生児において、専ら生母の乳汁をあたえ、しかしもしその生母に妨げある時は、乳母を用いる。乳母また妨げある時はすなわち牛乳及び、その他の食物を与えてもって人工育児法を行ふべし」と述べている。つまり、第一に母乳、第二に乳母の乳、第三に牛乳やコンデンスミルクということである。この順序は数多い育児法に關す

る記事の中で一貫している。母乳について 327 号では、「天与の食物にして、宇宙間之に代用して、同じ効用のあるものなからん」とその価値について述べられているが、牛乳に関しては、質の悪いもの、衛生管理の良くないものがあり、軽便だが危険があるという指摘がみられる。母乳を与えることの栄養面以外の効用については、153 号で、出産後の子宮収縮を促すこと、および、「常に抱く事が度々有り」「自然親子の情愛が厚く」とスキンシップの効用をあげている。自然栄養と人工栄養について身心の両面から、客観的検討と評価が現われてきた時代といえよう。

出生後、二、三日は授乳されないという育児習慣については、肯定した意見と否定した意見と「息を苦しめるに過ぎませんが左ればとて害にもなりませぬ」ので「何うでも宜しい」というもの、生後直ちに乳を給すれば、乳房に血行の働きを強め、乳汁の量を増し、母の為子の為一挙兩得と云ふべし」という意見など、一様でなく、育児慣習の変容期の姿を伝えている。また、7日の晩に髪の毛を剃るという習慣については、109号で、衛生上の問題から否定しながらも、毛髪を豊かにするためには、抵抗がついてから、剃った方がよいとしているが、慣習が変形して保存されてゆく一例であろう。

「哺乳」や睡眠方法、その間隔、昼寝などについても、合理的方法の紹介がみられる。また、添い寝については、「一所に寝ることはお互の身体のためにお互い大人でも二人寝ると大変ゴツゴツ衝突が気持がよくない子供も其通りです」、懐寝は、「乳を飲ませながら眠ってしまひ息をとめた」例もあり危険であると一様に否定しているが、精神面からの指摘は行われていない。

離乳については、日本では、後に小供でもできれば「無拗止める」が、一般に2年も3年も離乳しない。田舎などでは「七ツ位のものが母の乳を目がけて駈つける」ものもある。これは、母にとっても身体が疲れるので、1年か1年半位で止める

のが良いとしている。

また、子供を背負う習慣については、「西欧癖の人は孩児を背に負ふことを野蛮の遺風として嘲れども孩児の健康にも保母の便利にも相成候得ば国料保存の一部として取り用ひらるゝを宜き儀と存候」と7点の理由をあげて肯定している。その7番目の理由として、抱く場合とちがい背負う時は両手を自由に使用することができ、「全国の保母両手を使用し得ると使用し能はざるとは国家の経済にも其差些少のことに之れある間敷候」と保母を育児担当者のみならず、育児以外の仕事の働き手として計算にいられて現実的判断を下している。「育児車」も「保母に勞なく外觀美」であるが、極く幼い子には振動などで快いものではないと否定的である。

また、育児とかかわって重要な子どもの遊びに関しては、「遊戯」は「小児の天性」であるとして、その意義を次のように説明している。

総て小児の遊びを見るに、皆險しき旅の練習ならぬはなき、身体筋骨の發育は言はずもあれ、智徳の涵養、五感の修練概ね皆之に由らぬはあらじ。彼小児が樂し気に遊び戯れて、夕陽の何時か沈み果てしたも知らぬ間に巨多の経験、巨多の習練の其中に得らるゝを思へば、造化の妙用誠に至れるかな。

そして、遊戯がこのように意義深いにもかかわらず、悪習を増す、危険である、衣裳が汚れるなどの理由でこれを排斥する無知な親が多いと警告し、遣羽子、手毬、歌留多、双子六、紙鳶揚、独楽廻し、竹馬など、日本の伝統的遊びを例にあげ、その心身の発達に果す役割の面から解説している。

また、188号では、「遊びは子供に大切な仕事で、寧ろ、遊びと云ふよりも其學問と云ふべき程の者なる事」と遊びの価値について説明し家庭で遊ばず場合の親の留意点について5点に分けて説明している。

また、伝統的行事については、437号では「雛まつり」と題して、雛祭りの起源や雛の種類など

について述べた後、最後に、「雑遊の将来」として、「斯る由緒あり、経歴あり、趣味ある遊びは成るべく保存し、亦用いて女学の一助となしたし。すべて古来の遊戯の害なきものは皆珍重したきに、況して此の遊びの如く高雅なるをや」と伝統的で、価値の高い行事の保存の必要性について述べている^(注78)。同誌上では、他にも伝承的遊びやおもちゃに関する記事や「子供の語」(わらべうた)や子守歌、手毬歌の蒐集がみられる。これによっても育児慣習や伝承遊びへの同誌の姿勢をみる事ができよう。

同誌に紹介された育児法の多くは、前述のように、育児の実際にかかわる具体的、実用的なものが多かった。これは、社会改良のための啓蒙を目的とした同誌の性格に由来したものだった。しかし、それと同時に、子どもの身心の発達に関する欧米の最新の知識が紹介され、育児上の参考にも供された。

例えば、21年には、「小児の精神及び保護法」という題名で、5回にわたる連載があり、続いて4回にわたり、「小児私己の衛生」という論稿が掲載されている。前者は、新生児の反射運動から諸感覚の発達、遊びや言葉の発達、大脳の機能や構造などの解説があり、授乳法、感覚教育、言葉の指導、仲間や遊び、けんかの意味などに及んでおり、後者にも子どもの衛生と健康面を重点に解説が行なわれている。これが、27年になると、「嬰兒の精神及び其発達」と題して、子どもの「感応力」や感情、注意の発達について、生理学的、心理学的な解説を行い身心発達の関連および「資質的教育」(material)、「形式的教育」(formal)に関する専門的解説が行われている^(注79)。

また、教育に関しても、巖本善治が明治女学校で行った「教育学講義」^(注80)が同誌に掲載され、欧米の教育学や近代教育思想について学ぶ機会をつくった。また、米国で行われた幼児家庭教育としつけに関する講演の紹介など欧米の教育に関する関心は全体を貫いている。それらは、いずれも、伝

統的育児法を新教育の立場から批判したものであり、恩物の形式的使用を中心とする日本の幼稚園教育に対する批判を伴ったものであった。

そして、27年には、「小児の研究——学問界の一新科門」と題して、クリスマン(O. Chrisman)の独立科学としての「児童学」(paidology)の必要性を説いた雑誌論文の摘訳(佐倉一郎)が掲載されている^(注81)。これは、日本において雑誌に掲載された児童研究に関する論文の最初のもの^(注82)とされているが、「一個の純然たる独立科学」としてのpaidology(小児学と訳されている)を、人類学、「俗伝野乗」(民俗学に該当すると思われる)、病理学、生理学、神経学、心理学、教育学などを関連科学として構想するというスケールの大きいものであった。当時、アメリカで盛んになってきたchild study movement(19C末~20C初)の主張が、「女学」をかかげる同誌でいち早く着目されたといえよう。

日本における児童研究は、明治23年に結成された日本教育研究会が最初に意図したとされる^(注83)が、それは、学校教育の教授とかかわる部分の心理的測定を中心としたものであり、このO. Chrismanによるpaidologyの提唱はこれとは異なる視野で構想されたものであった。それは、「女学」という家族・家庭問題と社会問題を統一的に視野に入れる総合誌にふさわしい提案であった。児童の専門研究は、明治30年代には、独自の研究団体がつくられ、着手されるようになったが、国家主義的教育体制、家族国家観の確立期であるこの時代において、研究上の障害も多く、当初の総合性は次第に失われ、対象や方法が次第に限定されたものとなっていった。

7. むすびにかえて

「女学雑誌」に掲載された育児論は、啓蒙誌という雑誌の性格と、育児に関する専門科学的研究の未発達なこの時代の限界から、非常に原初的な^{プリミティブ}ものであった。時代は、家庭の育児や乳幼児期の

教育の重要性を一般に啓蒙し、乳母や子守に任せてかえりみることの無かった育児慣習を改め、厳父慈母像にもとづく家父長的・封建的親子関係を改め、母親の家庭教育上の役割と責任を明確化し、子ども無視の躰方法を改め、大人と異なる子ども独自の世界への理解を深め、伝統的育児慣習に科学の光を当てるといった課題を前にしていた。これらの多くは、同時代において、植木や福沢の語る^(注84)ところであった。しかし、中上流家庭を対象としていたとはいえ、明治女学校の理想を背景に、「女学」の一環としての育児論が一つの雑誌に系統的に載せられたことは、他に類例をみない試みであり、その歴史的意味は大きい。これはまた、政治運動も社会思想も科学研究も未分化のまま内包したものであったが、その未分化な総合性の故に、育児様式の転換期にあったこの時代に、社会改良の啓蒙の役割を果し得たと考えられる。

しかし、「女学雑誌」の最盛期である20年代（とりわけ日清戦争以前）は、同時に、民法典論争と「宗教と教育の衝突」論争の時代であった。教育勅語（23年）体制の成立による近代市民的家族観への打撃は、この二つの論争を経て、明治民法の成立（31年）とキリスト者の天皇制および家族制度への妥協という結末によって、いよいよ決定的となった^(注85)。加えて、国家志向的な女子教育論の隆盛と高等女学校令の発布（32年）によって、巖本の女学・女子教育構想は一層打ち砕かれていった。

このような時代のすう勢は、キリスト教主義の同誌にも、とりわけ巖本の思想にも影を落とし、その家族観や育児論は植木にみられた「聚家為国」を否定し、「聚人為国」という徹底的な近代的個人の尊重とも異なるものであった^(注86)。また、そこで展開された育児論は、30年代の児童研究運動に接続するものであったが、児童に関するトータルな関心に基づくものではなく、中上流家庭の育児方法の改良に重点を置くものであった。それ故、そ

の児童理解は、大正期の童心主義にも連続する脆弱性と底の浅さを織り込んでいた。

この時代の子育ての文化は、地域によって、あるいは家庭の身分的・経済的階層によってそれぞれ性格を異にしていた。それは、柳田の抱き子^(注87)いしかかえ子、背なか子、ツグラ子という分類にもみられるように、子育ての原理、内容、方法にわたる——異質性であった。つまり、日本における子育ての文化は当時幾つかの断層に分れていたが、「女学雑誌」のそれは、そうした層の一つでもあった。それだけに、その児童への関心も限定されたものにならざるをえなかった。そこでは、同時代の作家、樋口一葉によって描かれた「たけくらべ」の世界はなく、横須賀の述べる、第二の^(注88)課題は、未だ歴史に登場していなかった。それ故木下の述べる「自らにふさわしい『コ』概念の選択を断念させられた『こども』観」への傾斜が認められなくはない。しかし、にもかかわらず、欧米の育児知識と日本の伝統的育児慣習の相互作用の中で、伝統的育児様式が変容してゆく、そしてその変容へ向けて「同誌」関係者のエネルギーが注がれ、同時代の子育て文化の前進の大きな歯車となったという歴史的意義は、育児文化史の中で正しく評価されるべきであろう。

〔注〕

- (1) 柳田泉「男女同権論」解題（『明治文化全集』第16巻、婦人問題篇』p. 6~7）
- (2) 明治はこの頃から婦人に対する啓蒙運動が盛んになり、婦人雑誌も数多発刊されるようになった。
- (3) 福沢の婦人論については、青山なを「福沢論吉の婦人論」（青山なを『明治女学校の研究』所収）玉城肇「福沢論吉の一夫一婦論」（玉城肇『日本家族制度批判』所収）
- (4) 家永三郎「植木枝盛の思想」（家永三郎『日本近代思想史研究』所収）
- (5) 植木の親子関係論・育児論については、木下龍太郎「幼児観の展開」（『全書・国民教育 9 幼児観の展開』所収）
- (6) 青山なを・前掲書、高田瑞徳「近代文学と女流」（吉田精一編『日本女流文学史』近世近代篇所収）坂垣直子「明治時代の女流文学の流れ」（坂垣直子『明治・大正・昭和の女流文学』所収）

- (7) 同誌発行情報の詳細は、青山なを、前掲書、p. 839~840参照のこと。
- (8) 「明六雑誌」(『明治文化全集・第5巻・雑誌篇』所収)・玉城肇「明六雑誌を中心とする婦人論及び家族論」(『日本家族制度批判』所収)
- (9) 中村正直「人民ノ性質ヲ改造スル説」(『明六雑誌』第30号、明治8年3月16日)
- (10) 青山なを「日本の先蹤」(青山・前掲書所収)、明治女学校設立の事情、人物の系譜については、「木村熊二・鏡子、巖本善治と明治女学校」(平塚益徳編著『人物を中心とした女子教育史』)
- (11) 同誌においては、森、中村の論文(『明六雑誌』に載せられた前掲論文)が転載され、その業績が紹介され、福沢の一連の婦人、「女学」論が紹介されている。
- (12) 第1号(18. 7. 8)
- (13) 創刊当時、近藤賢三が編集者であり、発行主旨も彼の筆とみられている。近藤の死により翌19年5月以来、巖本が持ち主兼編集者となる「木村熊二・鏡子、巖本善治と女学校」(前掲書)
- (14) 平塚益徳はキリスト教主義女学校に三種の型があるとして、明治女学校をミッションの手を全く離れた第三の型にしている。(平塚益徳『日本基督教主義教育文化史』)
- (15) 西欧志向的な女権論、女子教育論については、「西欧志向的女性像の隆盛と衰退」(深谷昌志『良妻賢母主義の教育』所収)参照のこと。
- (16) 社説「女権論者に告ぐ」(『女学雑誌』40号(19・11・5))
- (17) 青山なを、前掲書、p. 676~682。
- (18) 「女学」、白表紙321号(25. 6. 18)
- (19) 社説「女学及び女子教育」143号(22. 1. 5)
- (20) 「ダウウィット・モルレー申報」(明治文化全集・第18巻・教育篇)、David Murray については、「学監マレーと女子教育」(平塚益徳編著『人物を中心とした女子教育史』)参照のこと。アメリカでは19世紀前半に、ホレスマンらの努力によって女教師を重視する風がおこっていた。
- (21) 社説「吾人の意見を明かにす」94号
- (22) 巖本の「女学」思想の指導性が貫かれたためか、同誌には、孤児院、養育院問題や海外の障害児教育の進歩に関する詳細な報告紹介(『ヘレン・ケレルとアンナ・サリヴァン』、『EDOUARD O. SEGUIN, M. D.』など)に大きなスペースが与えられている。
- (23) 436号(30. 2. 25)
- (24) 「家政学」「児童の研究」という用語がみられるのは、この時代の海外のこれらの学問への関心の高まりを反映していると考えられる。「家政学成立史における固有文化と外来の文化との交渉」(常見育男『家政学成立史』)
- (25) 三宅花圃「蕨の鶯」(20年3月)、木村曙「婦女の鑑」(22年『読売新聞』に連載)など社会改良期は日本近代の女流小説家が誕生した時代であり、「女学雑誌」はその代表的発表機関であった。
- (26) 良妻賢母主義の特殊日本的形成過程とその複雑な本質については、深谷昌志、前掲書、参照のこと。日本における良妻賢母主義は、その後、保守的な色彩をもつもの、進歩的な色彩のものなど、さまざまな種類が提出された。吉田昇「明治以降における女子教育論の変遷」(『野間教育研究所紀要第一輯』所収)
- (27) 「犠牲と献身」169~172号(22年7月)社説「女子と独立」208号(23. 4. 12)
- (28)(29) 服部範子「女性専門職の役割葛藤」(『ソシオロジ』第21巻2号、1976. 6)には、こうした一連の役割分担論への批判が試みられている。
- (30) 社説「乳母の良否」(20. 3. 5)
- (31) 344号(26. 5. 13)
- (32) 「子どもに付て(二)」346号(26. 6. 10)
- (33) 福沢諭吉は、その著「日本婦人論」(明治18年)において、この問題について次のように述べている。「教育の方法など定むるに母は殆ど之に関するを得ずして決を取る所は唯父の一心あるのみなれば母の男子に於けるは其子が家の主人となりし上にて之に従ふのみに非ず幼年の時より既に己に子の進退に縁を容るゝの権なきものなり其権なければ其責任も亦ある可らず故に曰く日本の婦人は己が子を育するにあらずして良人の子を預かるものなりと」
- (34) 「家庭教育の要目」43号(19. 12. 5)
- (35) 「婦人の職掌」77号(20. 9. 24)
- (36) 「滔々たる世上の母」320号(25. 6. 11)
- (37) 当時、女子教育は母性を破壊するとの見解が一般的で、「女学雑誌」上でも、これに反論するため女学校卒業生の結婚及び出産率の統計が掲載されたりしている。
- (38) 特殊日本的、複合的性格の「良妻賢母主義」イデオロギー(深谷昌志前掲書)とは、① 巖本が女子高等教育の必要性を説き、成瀬仁蔵の事業の応援をした。② 国家主義イデオロギーとは一線を画したという点で異なっているが、西欧文化のもう一つの受容の仕方としてこの時代のもう一つの日本的母親観が形成されていったと考えられる。
- (39) 木下龍太郎、前掲書、p. 96
- (40) 大沢謙二「小供私己の衛生」(其二)108号(21. 5. 5)
- (41) 社説「乳母の良否」第54号(20. 3. 5)
- (42) 同誌上で「保姆」という書き方がみられるのはその辺の事情によると考えられる。
- (43) 社説、「乳母の良否」第54号(20. 3. 5)
- (44) 畜勸子「育児談」327号(25. 9. 17)、ふみ子「乳母の選択法」332号(25. 11. 25)
- (45) 岩田文吉「乳母の弊害」55号(20. 3. 12)

40 白梅学園短期大学紀要第12号 (1977)

- (46) 大沢謙二, 前掲「小児私己の衛生」(其二), 山下石翁「保姆の乳」280号
- (47) 57号 (20. 3.26)
- (48) 大沢謙二「子供私己の衛生」(其四), 110号 (21. 5.19)
- (49) 井上直編「日本婦人纂論」所収(『明治文化全集 第16巻 婦人問題篇, 別冊』)
- (50) 外崎光広編『植木枝盛・家庭改革・婦人解放論』所収
- (51)(52) 家永三郎「植木枝盛の思想」(『日本近代思想史研究』東京大学出版会 増訂版)
- (53) 「稿本無天雜論」(外崎光広編『植木枝盛家族制度論集』所収)(明治22年)
- (54) 横須賀薫『児童観の展開』「解説」p.24.
- (55) 96号 (21. 2.11), 102号 (21. 3.24)
- (56) それぞれ21. 9. 1, 21. 9. 8, 21. 9.15.
- (57) 巖本はこの後「真正のホームを論ず」(『犠牲と献身』172号社説)で, 家庭生活の快・不快に価値判断を置くのではなく, 人生の目的, 価値の立場から, 家庭論を發展させようとしている。
- (58) 社説「親の心得。愛育と云ふ事」14号 (19. 2. 5)
- (59) 古在紫琴「家庭に於る父子の關係に就て」482号 (32. 2.25)
- (60) その著訳については桜井鷗村「若松賤子の著訳」434号 (30. 1.25), 小玉晃一「若松賤子」(『日本女流文学史一近世近代篇』所収)
- (61) (一) 344号 (26. 5.13), (二) 346号 (6.10), (三) 348号 (7. 8), (四) 357号 (11.11)
- (62) 「ひろひ児」338~340号 (26. 2. 3), 「黄金機会」343~348 (26. 4~7)
- (63) 家永三郎(『東洋之婦女』解題)(『明治文化全集, 第16巻, 婦人問題篇』所収)
古在由重「明治の女—清水紫琴のこと」(『人間讃歌』所収)
- (64) 「のびのび育児」『毎日新聞』(昭和50年4月14日)
- (65) 「小児栄養上に関する事」6号 (18.10.10)
- (66) 畜勅子「育児談」327号
- (67) 加藤照磨「小児の育て方」153号 (22. 3.16)
- (68) 前掲「小児の育て方」153号
- (69) 「小児私己の衛生」109 (21. 5.12)
- (70) 榊俣「小児の精神及び保護法」(其四) 105号(21. 4.14)
- (71) 前掲「育児談」
- (72) 「小児私己の衛生」(其三) 109号 (21. 5.12)
- (73) 「子供私己の衛生」(其四) 110号 (21. 5.19)
- (74) 「小児私己の衛生」(其一) 107号 (21. 4.28), 植木枝盛「育幼論」においてはその精神形成に及ぼす影響について述べている。
- (75)(76) 「育児心得」(『通信女学』所収) 148号 (22. 2. 9)
- (77) けい子「小児の遊戯」361号 (27. 1. 6)
- (78) 長汀子「雛まつり」437号 (30. 3.10)
- (79) 竹内楠三「嬰兒の精神及其発達」376号 (27年から7回にわたり連載される。)
- (80) 321号 (25. 6.18) ~341号 (26. 3.25)
- (81) 373, 374号 (27年3, 4月)
- (82) 松平信久「わが国における児童研究の系譜(1)」(『立教女学院短期大学紀要』No. 5.1973)
- (83) 松平, 前掲書, 同研究会については, 高嶋平三郎「我国に於ける児童研究の発達」(『児童研究』第2号, 明治31年12月) 参照のこと。
- (84) 木下龍太郎, 前掲書
- (85) 武田清子「人間観の相剋」
- (86) 当時, 女学雑誌社には, 巖本善治を中心とした, 女学, 孤女院, 貧兒院問題などにとりくむ厳肅なピューリタンの雰囲気と明治26年雑誌「文学界」として独立していった芸術と恋愛を至上の価値とする華やかなロマンチズムの流れが併存した。巖本は, 事業家としての役割から, 女学校の父兄や時代の流れを考慮した現実的立場をとる必要もあつたが, 明治ロマンチズムの旗手透谷や藤村などは, 文芸面から「家」や時代精神にたち向っていった。
- (87) 柳田国男「つぐら児の心」
- (88) 「子どもの階級からの解放」横須賀, 前掲書
- (89) 木下・前掲書, p.110.